



愛媛大学人権センター

「人権侵害のない愛媛大学に！」
ポケット版リーフレットから

≡ 人権侵害のない愛媛大学に! ≡

STOP! ハラスメント

～気をつけよう自分の言動 相手の気持ち～

EHIME UNIVERSITY



人権侵害

セクシュアル・ハラスメント

修学・研究・就業・課外活動等の関係において、教育・研究上又は職務上の地位を利用して交際又は性的な関係を強要する等は言うまでもなく、行為者本人が意図すると否にかかわらず、他の者を不快にさせる性的な言動をいいます。

パワー・ハラスメント

優越的な関係を背景とした言動であって、教育・研究上又は職務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、修学環境又は就業環境が害されるものです。

アカデミック・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント又はその他のハラスメントのうち、教育・研究上において行われる言動をいいます。

差別・偏見に基づくハラスメント

人種、民族、性的指向、障がいの有無や出自などに対する偏見に基づく人権侵害で、人道上許されない言動や行為です。

マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産・育児をきっかけとした女性に対する嫌がらせ行為のことをいいます。

ケア・ハラスメント

介護者の介護をしながら仕事を必要とする人に対する嫌がらせ行為のことをいいます。

バタニティ・ハラスメント

育児のために休暇や時短勤務を希望する男性に対する嫌がらせ行為のことをいいます。

アルコール・ハラスメント

飲酒を強要し、イッキ飲みなどをさせることをいいます。また、意図的な酔いふしや飲めない人への飲酒の強要は、傷害罪にもなります。

ジェンダー・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントと連続性があり、因習的な男女の役割分業意識、すなわちジェンダー偏見に基づきます。

ハラスメント(人権被害)が起きないようにするには

ハラスメントであるか否かは、受け手の判断によっても変わります。不快に感じる程度は、個人差があり、安易な憶測は禁物です。相手に対して、「不快である」ことをはっきり伝えるよう努めましょう。被害を受けているあなたに、落ち度はないのです。たいてい相手は目上の人間で言いにくいでしょうが、たとえば「やめてください」と明確に意思を伝えたり、大声で叫んだり、逃げたり、自分自身が態度で示すよう努めましょう。

キャンパスからハラスメントをなくするために勇気を出しましょう。ハラスメントが自分の近くで行われた時は、その場で被害者の立場に立って最大の努力をしましょう。



ハラスメントにあった時

自分を責める必要は絶対ありません。「自分にスキがあったのでは?」「うまく受け流せない自分が悪いのでは?」など、自分を責める必要はありません。あなたの心身の安全や快適な環境を侵害されたのですから、あなたは被害者なのです。

もし可能であれば、出来事の日時・場所・行為内容と経緯・目撃者や言われた言葉もそのまま、こまかく書きとめておきましょう。

どのような問題があっても、一人で抱え込まず、相談窓口、友だち、信頼できる教職員、知人などに相談することから始めましょう。相談に関する秘密は厳守し、あなたの悩みに応じて丁寧に相談に乗ります。あなたが望むなら学外の相談機関などを紹介することもできます。



相談窓口

どこでも相談窓口

- 総合健康センター
- 学生支援センター
- 各学部の学生生活担当教員
- 教育学生支援部の「学生何でも相談窓口」、各学部チーム等
- 医学部学務課教務チーム
- 農学部事務課学務チーム
- 国際連携支援部国際連携課総務企画チーム (International Relations Division General Affairs & Planning)
- 附属学校の養護教諭
- 医学部の産業保健相談窓口
- ジェンダー協働推進センター・ライフキャリア相談室
- 教職員相談窓口

障がいに関する相談

- アクセシビリティ支援室(学生)
- 障がいに関するなんでも相談(教職員)

愛媛大学 人権問題相談窓口

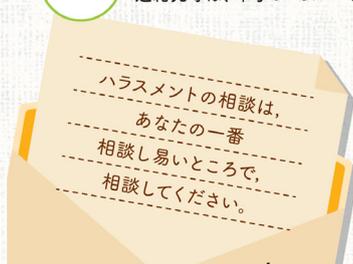
✉ sodan2@stu.ehime-u.ac.jp

☎ 089-927-9036
(総務部 就業環境推進室)

089-927-8970
(教育学生支援部学生生活支援課)

相談員

各学部の他、学外にも相談員がいます。連絡先等は、本学ホームページをご覧ください。



QRコードでアクセス!



解決までの流れ(例)



※人権センターが対応します

相談員が話を聴き、相談者にとって一番良い方法を、一緒に考えます

相談者の救済方法等を検討します

対応します

事実関係を調査します